

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和46年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準過疎地域の要件)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>昭和50年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>昭和50年</u>の人口で除して得た数値（以下「40年間人口減少率」という。）が<u>0.23以上0.28未満</u>であること。</p> <p>イ 40年間人口減少率が<u>0.18以上0.23未満</u>であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>0.35以上</u>であること。</p> <p>(イ) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.11以下であること。</p> <p>ウ 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成2年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>平成27年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>平成2年</u>の人口で除して得た数値が<u>0.16以上0.21未満</u>であること。</p> <p>(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で<u>平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.51以下</u>であること。</p> <p>(事業実施計画書等の提出)</p> <p>第5条 条例第1条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び同項に規定する広域連合（以下「市町村等」という。）は、毎年度別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提</p>	<p>(準過疎地域の要件)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>昭和55年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>令和2年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>昭和55年</u>の人口で除して得た数値（以下「40年間人口減少率」という。）が<u>0.25以上0.3未満</u>であること。</p> <p>イ 40年間人口減少率が<u>0.2以上0.25未満</u>であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>令和2年</u>の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が<u>0.38以上</u>であること。</p> <p>(イ) 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>令和2年</u>の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.11以下であること。</p> <p>ウ 国勢調査の結果による市町村人口に係る<u>平成7年</u>の人口から当該市町村人口に係る<u>令和2年</u>の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る<u>平成7年</u>の人口で除して得た数値が<u>0.18以上0.23未満</u>であること。</p> <p>(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で<u>平成30年度から令和2年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.51以下</u>であること。</p> <p>(事業実施計画書等の提出)</p> <p>第5条 条例第1条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び同項に規定する広域連合（以下「市町村等」という。）は、毎年度別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提</p>

出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書 (様式第1号)
 - (2) [略]
- (事業実施計画の変更)

第7条 前条の規定により通知を受けた市町村等は、貸付予定事業に係る事業実施計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書 (様式第2号) を知事に提出して承認を受けなければならない。

(借入れの申請)

第8条 第6条の規定により通知を受けた市町村等は、資金の貸付けを受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 自治振興資金借入申請書 (様式第3号)
 - (2) [略]
 - (3) 事業実績報告書 (様式第4号) 又は事業実施状況報告書 (様式第4号)
- (貸付けの決定等)

第9条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において、その内容を審査し、資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、当該資金の貸付けを決定し、自治振興資金貸付決定通知書 (様式第5号) に償還年次表 (様式第6号) を添えて当該市町村等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村等が、資金の交付を受けようとするときは、自治振興資金借用証書 (様式第7号) を知事に提出しなければならない。

(繰上償還)

第10条 市町村等は、条例第8条第1項の規定により資金の一部を繰上償還したときは、当該償還後の償還年次表を遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 資金の貸付けを受けた市町村等が、条例第8条第2項の規定により繰上償還しようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、自治振興資金繰上償還通知書 (様式第8号) を知事に提出しなければならない。この場合において、一部の繰上償還をしようとするときは、当該償還後の償還年次表を併せて提出しなければならない。

(債務の承継)

第11条 市町村等が貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について法令の規定による承継をしたときは、当該承継により債務を負担した市町村等は、自治振興資金債務承継通知書 (様式第9号) を遅滞なく知事に提出しなければならない。

出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による事業実施計画書
 - (2) [略]
- (事業実施計画の変更)

第7条 前条の規定により通知を受けた市町村等は、貸付予定事業に係る事業実施計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ別に定める様式による事業実施計画変更承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

(借入れの申請)

第8条 第6条の規定により通知を受けた市町村等は、資金の貸付けを受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による自治振興資金借入申請書
 - (2) [略]
 - (3) 別に定める様式による事業実績報告書又は別に定める様式による事業実施状況報告書
- (貸付けの決定等)

第9条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において、その内容を審査し、資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、当該資金の貸付けを決定し、別に定める様式による自治振興資金貸付決定通知書に別に定める様式による償還年次表を添えて当該市町村等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村等が、資金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による自治振興資金借用証書を知事に提出しなければならない。

(繰上償還)

第10条 市町村等は、条例第8条第1項の規定に基づき資金の一部を繰上償還したときは、当該償還後の償還年次表を遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 資金の貸付けを受けた市町村等が、条例第8条第2項の規定に基づき繰上償還しようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める様式による自治振興資金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。この場合において、一部の繰上償還をしようとするときは、当該償還後の償還年次表を併せて提出しなければならない。

(債務の承継)

第11条 市町村等が貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について法令の規定による承継をしたときは、当該承継により債務を負担した市町村等は、別に定める様式による自治振興資金債務承継通知書を知事に提出しなければ

<p>い。</p> <p>2 市町村等が貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について債務の引受けによる承継をしようとするときは、当該承継により債務を免れる市町村等及び当該承継により債務を負担する市町村等は、連署の上、あらかじめ自治振興資金債務承継承認申請書（様式第10号）を知事に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前項に規定する自治振興資金債務承継承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、債務の承継が適当であると認めるときは自治振興資金債務承継承認通知書（様式第11号）により、適当でないと認めるときはその旨を当該市町村等に通知するものとする。</p> <p>（名称の変更）</p> <p>第12条 市町村等は、資金の貸付けを受けようとする場合又は資金の貸付けを受けた場合において、当該市町村等の名称を変更したときは、市町村等名称変更通知書（様式第12号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。</p> <p>（帳簿の備付け）</p> <p>第13条 知事は、自治振興資金貸付台帳（様式第13号）を備えておいて、常に資金の貸付状況及び元利償還の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 資金の貸付けを受けた市町村等は、自治振興資金借入台帳（様式第13号）を備えておいて、常に資金の借入状況及び元利償還の状況を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>ならない。</p> <p>2 市町村等が貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について債務の引受けによる承継をしようとするときは、当該承継により債務を免れる市町村等及び当該承継により債務を負担する市町村等は、連署の上、あらかじめ別に定める様式による自治振興資金債務承継承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、前項に規定する自治振興資金債務承継承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、債務の承継が適当であると認めるときは別に定める様式による自治振興資金債務承継承認通知書により、適当でないと認めるときはその旨を当該市町村等に通知するものとする。</p> <p>（名称の変更）</p> <p>第12条 市町村等は、資金の貸付けを受けようとする場合又は資金の貸付けを受けた場合において、当該市町村等の名称を変更したときは、別に定める様式による市町村等名称変更通知書を遅滞なく知事に提出しなければならない。</p> <p>（帳簿の備付け）</p> <p>第13条 知事は、別に定める様式による自治振興資金貸付台帳を備えておいて、常に資金の貸付状況及び元利償還の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 資金の貸付けを受けた市町村等は、別に定める様式による自治振興資金借入台帳を備えておいて、常に資金の借入状況及び元利償還の状況を明らかにしておかなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第13号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治振興基金条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。